

「デジタル資産と向き合う司法書士が持つべき着眼点」に
関する調査研究

司法書士業務DX推進研究部会

主任研究員 吉岡 淳 一

研究員 木村 博 之

研究員 加藤 章

研究員 高木 祥 光

研究員 松永 賢 一

研究員 浅野 知 則

「デジタル資産と向き合う司法書士が持つべき着眼点」に関する調査研究

司法書士総合研究所 司法書士業務DX推進研究部会

主任研究員 吉岡 淳一

研究員 浅野 知則

研究員 加藤 章

研究員 木村 博之

研究員 高木 祥光

研究員 松永 賢一

当部会は、近年急激に増加しているデジタル資産が相続財産に含まれている場合、司法書士としてどのような点に着目し注意する必要があるのかについて調査研究を行った。

昨今の日本国内におけるキャッシュレス決済は、交通系ICカードを用いた非接触決済を筆頭に、日々相当額のトランザクション（取引）が発生している。キャッシュレス決済は、様々な事業者がそれぞれのブランドにおいてサービスを提供しているが、資金決済に関する法律（以下、本報告において「資金決済法」という。）などの制約により、その多くのサービスでいわゆるデポジット（残高）額や一回あたりのトップアップ（いわゆるチャージ）額に上限を設定（例えば、JRのSUICAについては2万円）しているため、使用できる取引額についても少額にならざるを得ない。しかし、日本円をトップアップする場面から日本円で決済を完了させるまでの一連の流れの全てを日本円という馴染み有る通貨と完全に同価値で行えることから、非常に信用度が高く、既に世代に関わらず多く国民が使用しているところである。また、国内市場においては、投機的要素の方が強いが暗号資産についても調査の対象とした。国外市場においてはデジタル決済の手段としてその活用場面に広がりを見せているが、国内においては、不正アクセスによる資産流出事件などの報道を耳にし、技術的不安が払拭できないからか、積極的に日々の決済方法として活用しようとする者が大半を占めるという状況にはない。しかし、実際に使用を開始するためのハードルは低く、特段の知識を有せずとも容易に使用を開始できることから、積極的に活用する意思が無くても、とりあえず暗号資産を保有してみようとする国民が、既に相当数存在していると考えておくべきであろう。

また、NFTやDAOについても調査の対象とした。これらは、暗号資産の基礎的技術であるブロックチェーンの応用として登場し、既に、権利関係を証する手段や、組織構造の根幹を構築するための手段として活用され始めているためである。

以上により、当部会は、前述の技術はまだ落ち着きを見せていないものの、少なくとも現段階で司法書士が相続事件を扱うにあたり「どこかにデジタル資産が含まれているはずだ」と感じ取るために必要となる事項についてとりまとめを行った。

1. オフラインのデジタル資産の取扱い（パソコンやスマートフォン、タブレット等に

記録されているデータ等) について

2. オンライン上のデジタル資産の取扱い（暗号資産やNFT、SNSアカウントやアカウントに蓄積されたデータ等）
3. 電子マネーの約款上の問題と実務的な解決の方策
4. デジタル資産の相続に係る問題点の抽出及びその解決に関する実務的な工夫
5. デジタル資産に対する遺言の執行に係る課題点の抽出とその解決（途中報告）
6. NFTやDAO、ステーブルコイン、中央銀行デジタル通貨等の動向の確認及び司法書士実務に与える影響

オフラインのデジタル資産の取扱い（パソコンやスマートフォン、タブレット等に記録されているデータ等）について

研究員 木村 博之

【デジタル機器とオフラインデジタル資産の相続財産としての区別の周知】

デジタル機器（スマートフォン、タブレット、パソコン）等とオフラインデジタル資産の帰属を単純に不可分と扱うのでは、価値的に正しい遺産分割協議ができないことを、まずは関係者に周知させる必要がある。

デジタル資産は一般的にコピーが容易であり、秘匿性等を考慮する必要があるなければ関係者全員にデータ配布するという対応も可能になる（遺産分割の問題は生じない）。

【オフラインデータへのアクセスの重要性】

デジタル資産は①オフラインデータ、②オンラインデータ、③オンライン及びオフラインに跨るデータに分類できるが、②③のアクセスに必要となるID・パスワード等は、現状、①として保管される場合が多く、オフラインデータへのアクセスがデジタル資産全体の存在を把握するための入口となる。

【オフラインデータの存在把握】

従前、オフラインデータは、デジタル機器の他に、外付けHD/SSD、BD/DVD記録メディア、USBメモリ等にも分散保存されてきたが、クラウドの利用拡大や機器内部の記録容量増大に伴い、今後はデジタル機器に集中保存されると予想される。相続人によるオフラインデータの把握のためには望ましいが現状は過渡期のため注意する必要がある。

【オフラインデータにアクセス制限が付加されている場合の対処等】

①アクセス制限解除の具体的方法

特殊な専用アプリやフォレンジックの利用が考えられるが、困難化してきている。

「データ盗難前に消失させる」機能が用意されている場合もあり、特に注意が必要である。

②「不正アクセス禁止法」抵触の問題

インターネットを経由しないロック解除（ローカルアカウント等）は問題ないが、経由するロック解除（マイクロソフトアカウント等）は判断が難しく、立法的解決が望まれる。

【被相続人によるアクセス制限解除方法の用意】

アクセス制限解除の困難化に伴い、「終活」の一環として、被相続人が相続人に対して解除方法を用意しておくことの必要性が高まっており、様々な工夫が考えられる。

【今後について】

被相続人には「見られたくないデータを死後速やかに消去したい」等の複雑な要請もあり、オンラインデータについてはデータ保管企業がサービスを提供し始めているが、オフ

ラインデータは仕組み上、その用意が難しい。

死後のデジタル資産の様々な処分を生前に自己決定しておきたいとの要請からも、デジタル資産の保管方法はオフラインからオンラインに移行する可能性が高いと考えられる。

オンライン上のデジタル資産の取扱い（暗号資産やNFT、SNSアカウントやアカウントに蓄積されたデータ等）

研究員 浅野 知則

ここ数年、オンライン上のデジタル資産の種類が増えてきた。

暗号資産（ビットコイン、イーサリウムなど）、NFT、SNSアカウント及びアカウントに蓄積されたデータなどである。

我々司法書士は、相続の依頼を受けて被相続人の財産を調査する中で、今後、オンライン上のデジタル資産をどのように見つけ出すのかは大きな課題である。

私は、オンライン上のデジタル資産の調査方法を考えるために、自分の資力でイーサリウムを購入し、当該イーサリウムでNFTを購入した。

この行為をしたことで分かったことは、全ての手続きがPCとスマートフォンで完結し、書面が一切出されることはなかったことである。

手続きの完了を証する書面など何らかの書面があれば、それを手掛かりに財産調査ができるが、書面が一切出ないとなると、PCとスマートフォンの中身を調査する必要がある。

昨今のスマートフォンのセキュリティは上がっており、被相続人のスマートフォンの中身を見るためにはセキュリティを解除するためのパスワードや指紋などの生体認証のクリアが必要である。しかし、パスワードにしても生体認証にしても本人であれば簡単に解除できるものであるが、第三者が当該解除をすることはかなり困難なことである。

スマートフォンのセキュリティをどのように解除していくのか、そのスキルが今後の財産調査をする者のスキルになると考える。このことはPCも同様である。このスキルを司法書士が身につけるべきかどうかは今後検討する必要がある。

今回の研究を通じて考えたことは、オンライン上のデジタル資産の種類が増えれば増えるほど一元的に管理できる機関の存在が求められるが、インターネットではそのような管理機関を嫌う性質があるので、インターネットの今後の行方とオンライン上のデジタル資産の動向を注視すべきである。

電子マネーの約款上の問題と実務的な解決の方策

研究員 松永 賢一

昨今、電子マネーの種類が増加に伴い、取り扱い店舗も増えて決済手段の多様化が進んできた。利用者にとっては便利な反面、管理負担は増加していると考えてよいだろう。また、相続が発生した際も、相続人にとっては財産調査が困難になるのではないかということが予測できる。そもそも果たして相続することができるのかという問題もある。

電子マネーが相続の対象となるかどうかは約款で定まる。そこで、多々ある電子マネーの中で代表的なもの（suica、nanaco、waon、paypay）の約款について比較検討した。複数種類の規約にまたがって規定している会社もあり、規約の確認はなかなか手間がかかる作業だった。電子マネーの根拠法として資金決済法の確認も行った。

上にあげたものはカード型、モバイル型があり、また契約時に本人確認をしているものとそうでないものがある。前払い式支払い手段（チャージして使うタイプ）では本人確認をしないケースが多いようである。

無記名式（所有者/利用者情報が登録されていないもの）のものは相続手続きが定められていないが（そもそも被相続人の財産かどうか不明）、相続できる旨の規定があれば動産と同じ扱いでよいと思われる。

記名式（所有者/利用者情報が登録されているもの）のものは nanaco を除いて相続の対象となる。また、nanaco については相続の対象とならない旨が規約明記されているが、他の事業者が相続の対象とする規約の変更を行ってきた経緯があるので、今後 nanaco の規約も変わっていくかもしれない。

前払い式支払い手段では、事業者に対して基準日未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額の発行保証金の供託が義務付けられているため（資金決済法第 14 条）か、チャージ可能残高は比較的少額のサービスが多いが、paypay は 100 万円と高額なため特に注意が必要である。

paypay マネーライトでは本人確認がないので（本人確認が完了すると第二種資金移動業である paypay マネーに移行する）、規定にある「当該利用者の保有するそれらの残高を正当に相続または承継すると当社が確認した者」がどこまで適用されるのかは、今後注視しておく必要があるようだ。

この項では規約の比較をまとめた表を提出する予定である。

デジタル資産の相続に係る問題点の抽出及びその解決に関する実務的な工夫

研究員 加藤 章

(1) デジタル資産の相続に係る問題点の抽出

とりあえず現時点での私自身のデジタル資産の状況を整理してみたものの、すべて把握しているといえるかと言われると正直自信がない。また、今後も増えることこそあれ、減ることは無かろう。さらに言えば、現時点では物理的な紙が介在しているサービスについても今後はペーパーレス化・デジタル化が進むことも予想される。

従前の不動産以外の相続については、通帳や証券など物理的な紙があることによって遺産の有無を認知することができていた。しかしながら、今後情報のデジタル化が進めばそれらは目に見えない「情報」によってその管理がなされることとなり、そうすると被相続人にどのような遺産があるのかを相続人が把握することが非常に困難になると思われる。被相続人の預金はどこにあるか？証券会社はどこを使っていた？その他にどのような契約が存在しているか？まずはこれらの遺産情報の把握が問題として出てくるであろう。

(2) デジタル機器の把握

遺産情報へのアクセスについては、恐らくはパソコンやスマホなどのデジタル機器がその入口になる可能性が高いものと思われる。まずはそれらの機器を発見することがデジタル資産の相続の始まりとなると言えるが、発見したとしてもそれらを起動する法的権限が相続人にあるのであろうか、という問題も考察が必要であろう。また、それらの機器を物理的・法的に起動できたとして、そこから先の情報にアクセスする権限が相続人に認められているのか、そしてその手続きはどのようになるのであろうかという問題もある。

さらに上記をクリアできたとして、サービス利用のための各種認証をクリアできるか否か、という問題も出てくる。セキュリティ対策としては、ID・パスワード方式、トークン方式、生体認証方式等、認証手段は様々である。たとえ①②の問題をクリアできたとしても、この認証をクリアできなければ相続に必要な情報にたどり着くことができないこととなる。

(3) 上記の解決に関する実務的な工夫

以上のとおり、今後のデジタル資産の相続においては、まずはその入口である遺産情報の把握というのが、最初にして最大の関門となろう。

現時点でさほど問題が生じていない（と思われる）のは、①所有者が比較的若いいため相続はまだそれほど多くは発生していない、②発生していたとしてもまだ把握が比較的容易であること、③把握漏れしていたとしてもそれほど高額ではないため問題になっていない、などが考えられよう。しかしながらデジタル資産が一般化すれば、デジタル遺産の相続の発生は多くなり、把握は徐々に困難となり、また、その金額は高額化し、問題が顕在化することとなる。

基本的には自由を身上とするネットというものは中央集権的なものと相対するものであると思うが、デジタル資産に関しては何らかの管理体制は必要なのではなかろうかと考えて

しまう。が、プライバシーの問題もあり相当の反発も予想される場所である。

デジタル資産の相続性の有無の問題もあるが、まずはその問題にあたる前提として、そのデジタル資産が遺産として把握されなければ元も子もない話である。筆者の希望するように将来的に管理体制ができあがる可能性もあるが、恐らくはそうならない可能性の方が非常に高いであろう。当面の対応としては、被相続人自身でデジタル資産の棚卸をしておくくらいしか考えられないというのが現状である。

デジタル資産に対する遺言の執行に係る課題点の抽出とその解決（途中報告）

主任研究員 吉岡 淳一

1. はじめに

インターネットが一般私人の生活に浸透しはじめた 1995 年ごろを境に、生活雑貨の購入から金融取引など、さまざまな取引の多くが対面取引からオンライン取引に移行していることは誰もが肌感覚として持っているであろう。今となつては従前型ともいえる対面取引の場合、取引する相手方の都合（営業時間など）に合わせた取引しか行えず、また、取引毎に通常「紙などの有形物」でその取引控えの交付を受けていたことから、事後的に、特に相続開始後であっても被相続人が行っていた取引実態を比較的容易に知ることができた。しかし、現在主流となっているオンライン取引の場合、24 時間利用者の任意の時間帯に取引ができ、また、その取引記録も「電子メールや P D F といったデジタルデータ（無形物）」で受け取るのみであることが少なくないため、事後的に被相続人が行っていた取引実態を探知することは、暗号化などの技術的仕様も相まって非常に複雑かつ困難になったといえる。加えて、相続が開始している相続事件において、被相続人が生前どのような電子商取引を行っていたのか、その詳細について全てを把握している相続人が存在することは非常に希ということが状況把握をさらに困難にしているように思う。

2. デジタル資産の定義と一般私人における保有状況

「デジタル資産」の定義については、現在共通の定義が存在しないことから諸説あるが、本報告ではその存在がデジタルデータである無形資産であることを絶対的な大原則とした上で、①市場における交換価値を有するデジタルデータを「狭義のデジタル資産」、これに加えて、②市場における交換価値を有しないデジタルデータをも含む概念を「広義のデジタル資産」と区分した。

まず、①狭義のデジタル資産の具体例には、前払式支払手段などの決済性がある電子マネーや、利益分配性がある株式や投資信託、これらを管理運用するためのオンライン取引口座などに加え、近年、不正アクセスによる巨額の暗号資産流出事案や、暗号資産管理会社の経営が破綻するなどの事案によりメディア露出が増加していることもあり、良くも悪くも国民に広く認知されはじめているビットコインに代表される暗号資産や N F T である（※いわゆる電子マネーや N F T に関する説明は当部会別報告書に譲る。）。

次に、②広義のデジタル資産にのみに含まれる資産の具体例には、税法上は一般的に資産価値が無いものとして扱われることが多いデジタルデータであるが、生前の被相続人にとっては主観的価値があったであろう電子メールや作成文書、また画像や動画などのデータである。これらのデータに対し被相続人は生前民法上の所有権に似た使用权や処分権などの一定の支配があるものと考えていたであろうことから、本報告ではこれらのデータについても広義のデジタル資産として扱うことにした。

狭義のデジタル資産を扱う事業者の広報宣伝状況に目を向けると、大半の事業者の W E B サイトには、非常に親切丁寧に利用者登録の方法から利用の手引きなどが掲載されてお

り、原則として、①成人であること、②顔写真入りの身分証明書を保有していること、③自分名義の金融機関の口座やクレジットカードを用意できること、④PCやスマートフォンなどのデバイスを持っていること、この4つの要件さえ満たせば、特段第三者の手を借りずとも、電子商取引を開始するための初期手続きを完了させ、実際の取引を行う環境を整えることができる。これは、年齢や性別、職業などの属性、さらには、経済や金融、技術的仕様などの知見の有無に関係なく、国民の大半がこれらの要件さえ満たせば、始めることができることから、既に相当数の国民がこの狭義のデジタル資産を保有しているものと考えられる。

3. 考えられる課題点と執務姿勢

デジタルデータそのものが無形であることから、現行法上の所有権の客体にはなり得ず、実務においてはデジタル資産が格納（保存）されていたSDカードやUSBメモリスティックなどの小型記録媒体、PCやスマートフォンといったデジタルデバイスなどの有形物を客体とし、相続により所有権が承継されたという法構成をとることで、事実上、その中に格納されているデジタルデータについても承継したものとして扱われているところである。しかし、ここに大きな課題が二つ潜んでいる点に注意が必要である。

一つ目は、SDカードなどの有形物、それ自体の市場価値と、その中に格納されているデジタル資産の価値が、極端に乖離している場合が十分考えられる点である。具体的には、PCやスマートフォンなどのデジタルデバイスは高く評価したとしても、20～30万円程度の価値にしかならないが、その中のデジタル資産、特に狭義のデジタル資産の場合、その市場価値が1億円を超えていたとしても何ら不思議ではないことである。司法書士実務において、相続税の計算のように個々の資産について市場価値を厳密に把握しなければならない場面はそう多くはないかもしれないが、従来の価値観のまま、ただのUSBメモリスティック、ただの中古PC程度の認識で扱うと、相続人等の依頼者に非常に巨額な損害を与えかねないという認識は持つておくべきであろう。

二つ目は、デジタル資産の保管場所は、被相続人が物理的に手にしていた有形物の中だけとは限らないという点である。いわゆるクラウドに代表されるインターネットを介したストレージサービスの中にデジタル資産を保管している例も少なくなく、司法書士は、その探知方法に慣れておく必要がある。

現実課題として、被相続人が生前使用していたクラウドサービスを特定し、その中に保管されているデジタルデータを参照（確認）してみなければデジタル資産の有無を知ることができない。クラウド事業者は、無数に存在しており、さすがにいわゆる宇宙空間から事業展開している事業者はまだ無いと考えてよいことから、理論的には地球上という範囲にまでは絞ることができる。しかしこれでは、絞れていないに等しく、結局のところ、相続人が被相続人の取引状況を把握していない中で相続が開始してしまったなどの「何らの手がかりがない」状況下において、被相続人が使用していたクラウドサービスを見つけ出すことは事実上不可能、ということが課題として考えられる。

奇跡的に特定できたとしても、それで安堵することはまだ早く、次にその事業者に対して、日本法が適応できるのかという課題に直面するであろう（実務上、相続人と事業者と

の間で主張が対立した場合、事業者が定めた約款に従った運用を強制される場合が多い。)

クラウド事業者ほど数が多くないとしても、暗号資産の管理や取引事業者についても全く同じことがいえ「何らの手がかりもなく」被相続人が使用していた暗号資産関連事業者を見つけ出すことは事実上不可能である(インターネットというボーダーレス・インフラを介した取引であることから国外事業者との取引も十分考えられ、その場合、基本的なやりとりを英語で行えないと事業者から相手にされないことが多い。)

詰まるところ「何らの手がかりもない場合」における狭義のデジタル資産に係る相続事案の場合、先ずもって直面する最大の課題は事業者の探知とデジタル資産の特定である。これさえ乗り切ることができれば、後は、従前の司法書士実務をデジタル対応にカスタマイズすればなんとかなると思ってもよいかもしれない。「何らの手がかりもない」状況下で相続が開始させるか否か、この点が最も重要な課題なわけである。

これに関連する補足をしておくと、「被相続人が保有していた狭義のデジタル資産について何らの手がかりもなければ事後的探知は事実上不可能」という現状を逆手にとれば、金銭や純金等の有形物と比べていとも簡単にデジタル資産を脱税目的で隠匿することが可能となる。司法書士の不用意な言動が、犯罪の教唆や幫助となる可能性も多分にあることから、今まで以上に、遺言者や相続人等の依頼者から聴取した内容の中に不穏な気配が含まれていないか、自らの無知から出た軽率な発言により、簡単に脱税できてしまうことを気づかせてはいないか、など一つ一つの言動に細心の注意と配慮が求められることになるであろう(司法書士は注意喚起のつもりで「こうやると相続財産の調査ができなくなる、探したくても探せなくなる」などの発言をすると脱税のヒントを与えたことになる点に注意が必要である。※FATF対応も必要)。

4. 考えられる解決策

相続が開始した時点で「全くもって何らの手がかりもない」という状況であれば、絶望するとともに事実上探知のしようが無いことは前述の通りであるが、電子商取引の場合、その取引記録もまた電子メール等のデジタルデータで交付されることが通例であることを考えると、相続が開始した後のフェーズにおける解決の鍵となるのは被相続人が使用していたPCやスマートフォンの中に記録されている電子メールや、事業者が独自に頒布している専用アプリであろうか(※被相続人が使用していたPC等の扱いについては当部会別報告書に譲る)。

デジタル資産の探知について、個々の司法書士が依頼者から聴取した内容を元に、各事業者保有の有無を照会する方法も理論的には可能であるが、業界全体で考えた場合この方法は非常に効率が悪く、司法書士の対応(品質)にムラが生じることが目に見えていることから、事件自体は個々の司法書士が行うものの、デジタル資産の探知や解約、相続人等への移転等の手続きについては、業界が設置する機関等が復代理人的権限により一括して専門的に行うことで、個々の司法書士の負担軽減と業界全体の品質水準を一定に保つことが可能となると考える(実際に個々の司法書士が自力で事業者の連絡先を探し出し、実際の問い合わせを行う作業は、重複しており、全司法書士が行う作業時間を総合計すると

業界にとって無駄である、またそもそも個々の司法書士が国内外の全ての事業者の連絡先を探し出せるとは思えない。)

また、相続が開始する前のフェーズにおいて、司法書士はどのようなことが出来れば国民にとってこの分野で一目置かれる存在になれるのかについて検討した結果、前年度から調査研究の対象としている司法書士業界の共通基盤構想(当部会考案プラットフォーム: NSR x)の機能を拡張することで、この分野の対応が可能となると考えている。具体的には、国民に対して「オフラインデータのアーカイブ」を提供するだけである。これが実現するだけで、非常に多くの多くの課題を一気に解決できるように思うところである。通常のクラウドサービスのように、常にインターネットに接続された状態(いわゆる、ホット状態)のストレージではなく、インターネットに接続されていない状態(いわゆる、コールド状態)で依頼者の狭義のデジタル資産、特に、秘密鍵等を保管しておくわけである。事務的オペレーションは別途検討するとしても、実際の保管方法は非常に簡単で、一例を挙げるとMDISKなどの光ディスクにデータを焼き付ける方法が考えられる。MDISKとは、DVDと互換を有する物理メディアの一種で、公称耐用年数は100年とされ、その扱い方などを考えても採用すべき候補の一つである。DVDと同じく物理的な円盤状のメディアであるため、使用しないときは耐火金庫等に複製を遠隔値に予備的保管しておけば足り、また外部からのハッキングの可能性はゼロ、考えられるデータ欠損の場面は物理破壊のみである。

NSR xの具体的な拡張機能については未だ成果として報告できる域に達していないため、次年度報告に委ねるが、NSR xの利用者登録のプロセスに、司法書士事務所における本人確認を挟むことから、実在する人物とデジタル社会における人物が同一人物であることを紐付ける必要がある本件構想と非常に親和性があり都合が良い。狭義のデジタル資産を、世代を跨いで承継させる際のデータ一時退避場所としてNSR xを活用頂けるとすれば、国民にとっても、また司法書士実務においても、より信頼性の高い承継を実現できるようになると思われる。

5. まとめ

NSR xの機能拡張については次年度に譲るが、相続開始後のフェーズにおいて、司法書士が効率よく実務を行えるかは、既に、相続開始前までの対応で概ね決定づけられているといっても過言ではない。遺言書作成の段階で、特に狭義のデジタル資産の有無や取引事業者の情報をどこまで聴取できるかで、相続開始後の執行時の正確性や執務効率が変わってくるといっても過言ではないであろう。近い将来「デジタル資産の相続も司法書士に」といっても恥ずかしくない職能集団になりたいとするならば、日司連執行部が先導役となり、先ずは一人でも多くの司法書士が真新しい技術に関心を持ち、耳慣れないアルファベットの略語に拒否反応しない耐性をつけることが肝心で、大半の司法書士においてこれができるれば、業界全体がある種の集団免疫を獲得できたも同然といえるであろう。

前述の通り、狭義のデジタル資産は既に市場に存在しているため、時間的猶予はなく、明日にでも、司法書士の不用意な言動で事実上の資産隠匿の教唆や幫助等を行ったとされる懲戒請求事案が発生しても何ら不思議ではない時代であることも忘れてはならず、従前扱うことがなかったデジタル資産、特に狭義のデジタル資産を扱う者に課せられた固有の

注意義務についても、その内容を精査し具体的なガイドラインの策定を急ぐべきであろう。

近い将来「全ての司法書士はデジタル資産も通常資産と同列に扱うことができる職能」として国民に認知され、一日でも早く、実際に全ての司法書士が、この分野において国民から安心して事件をお任せいただける職能へのアップグレードできる日が来ることを期待するところである。

NFTやDAO、ステーブルコイン、中央銀行デジタル通貨等の動向の確認及び司法書士実務に与える影響

研究員 高木 祥光

NFTやDAO、ステーブルコイン、中央銀行デジタル通貨等の最近の動向を調査した。

NFT、DAO、暗号資産（ステーブルコインを含む）については、技術的にもサービスの的にもまだまだ発展途中であり、新しい技術やサービスが日々登場している。また、法律の整備が追い付いておらず、司法書士実務においては、その都度、対応せざるを得ないのが実情である。今年度の調査内容も場合によっては、半年後には、時代遅れのものとなっている可能性もある。今後も最新の動向の確認を行い続ける必要がある。また、法律によって司法書士の実務への影響が全く変わることになる。何か社会的な事件が起これば、規制の方向へ動くことが予想される。

暗号資産、NFT、DAOを含むWEB3.0と呼ばれるサービスは、ブロックチェーン技術を根幹としている。ブロックチェーン技術とは、これまでのような巨大な一企業がサービスを提供するのではなく、分散化されたネットワークによってサービスを提供することを可能とするものである。これまでのような一極集中型であれば、個人や法人の所有する財産の情報も集中している所へ照会をかければ、個人情報保護等を考えなければ、容易に得ることができたが、ブロックチェーン技術によって分散化された場合、照会する先が不明瞭となり、所有する財産の把握が困難になることが予想される。このため、例えば、遺言執行などでは、被相続人の相続財産の把握が困難になる。そのため、よりスムーズな相続手続きには、遺言を含め、被相続人が所有する財産の情報を、相続人に分かりやすく伝えることが肝要となるであろう。

ブロックチェーン技術についても、その内容を検討した。ブロックチェーン技術の利点は、①一極集中を回避できる。②すべての取引が記録され、かつ、記録の改竄が困難。③システムがない。等がある。一方、注意点としては、改竄が困難なのは、あくまで取引履歴であって、取引そのものの正確性については何も触れていない。つまり、取引に意思の欠缺や瑕疵があった場合でも取引は行われたとして、ブロックチェーン上に記録されていく。もし、取引が取り消された場合、どのように対処するのかは現状不明であった。また、ブロックチェーン上の取引記録の改竄が困難といっても現在のコンピューターや暗号技術の範囲内に限った場合である。暗号の解読技術や量子コンピューター等の登場や、もっとローレベルなヒューマンエラーでも改竄のおそれはある。その点に注意を払ってブロックチェーン上のサービスの動向を確認する必要がある。

暗号資産、NFT、DAO等の個々のサービス内容と司法書士実務についての調査を行った。

経済的自由権と公共の福祉

司法書士総合研究所 憲法研究部会

主任研究員 白井 則邦

研究員 中林 和典

研究員 布目 貴大

研究員 三浦 直美

主 幹 荻戸 安彦

はじめに

所有権を含む財産権は神聖不可侵の権利であるとされていた。これは、基本的人権が確立されるきっかけとなった市民革命が、ブルジョア革命と言われているように、資本主義発展の妨げとなっていた封建社会を打倒し、封建的土地所有を廃棄することや職業の独占を打破することで、資本主義体制を確立し、発展させるための諸権利を勝ち取ったという歴史的経緯によるものである。そのため最も重要な自由は経済的自由を確保することであった。このため国家は、財産の自由と安全を守るために存在する、いわゆる夜警国家であった。また、フランス革命では女性も男性と共に戦ったにもかかわらず、1791年憲法において選挙権を得たのは、直接国税を一定額納めた男性であったことは、革命の果実を得たのがブルジョアジーであったことの証左である。言い換えれば、市民革命は、万人のための権利を保障したのではなく、特定の利益集団の権利を保障したに過ぎなかったのである。三浦直美研究員の『司法書士が考える憲法的視点とは』における、「国を縛る法の中に、財産権の具体的な内容が書かれていないということは、結局、国がどのようなものを財産権とするか、自由に決めてしまっていていいということにならないだろうか」という疑問は、上述した財産権の淵源から生じる根本的な問題提起である。

また、日本における土地所有権が、国の利益を確保するために、先住民の権利を無視し、踏みこむことで確立されたことが、布目貴大研究員の『土地は誰のものだったのか』で述べられている。土地の所有者は誰なのかということ、先住民の権利や歴史的経緯を踏まえて、考え直す必要があるのではないだろうか。

再び歴史に戻るが、ブルジョア革命によって既得権益を得た後も、革命は進んでいった。既得権益を維持し、政治の安定を求めるブルジョアジーと、さらなる革命を求める労働者・農民との利害対立が生じ、その闘争の末に、財産権の絶対性も揺らいできた。しかし、現在においても、所有権が絶対的な権利であると言われるほど強固な権利であると信じられている。

しかし、近年は農家の後継者不足による耕作放棄地など、未利用地増加による国土の荒廃などが増加していることに加え、所有者不明土地問題が顕在化し、不動産の利用・管理を所有者の自由に委ねることによる弊害が大きな問題となっている。中林和典研究員の『所有権の「絶対性」への警鐘 ～荒廃する農地を目の前にして～』は、農地の荒廃の一因を所有権の絶対性にあると考え、個人の所有から地域の総有への転換という大胆な提案をしている。

更にコロナ危機により、誰もが享受していた、移動の自由や営業の自由に対し、大きな制

限を加えなければならない必要性に直面している。人が「個人として尊重」されることは大前提であるが、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理である「公共の福祉」について再検討とする機運がかつてなく高まっていると感じる。白井則邦主任研究員の『感染症対策における公の役割と人権保障』は、財産権の形式的保障に留まらず、社会の実情に合った保障をするための公の役割を再確認し、人権保障とは何かということを問い直している。

今回掲載する論文は、各研究員が、以上に述べたような問題意識を持って作成したものである。皆様の参考になれば幸いである。

憲法研究部会 研究員一同